

土木施設における小規模維持補修工事試行要領

(平成 22 年 4 月 26 日付け 22 建政技第 39 号)
(平成 22 年 12 月 7 日付け 22 建政技第 244 号改正)
(平成 23 年 6 月 23 日付け 23 建政技第 117 号改正)
(平成 23 年 11 月 30 日付け 23 建政技第 237 号改正)
(平成 24 年 12 月 7 日付け 24 建政技第 274 号改正)
(平成 26 年 11 月 13 日付け 26 建政技第 191 号改正)
(平成 29 年 1 月 30 日付け 28 建政技第 254 号改正)
(平成 30 年 3 月 28 日付け 29 道管第 336 号改正)
(令和元年 10 月 7 日付け元道管第 209 号改正)
(令和 3 年 12 月 1 日付け 3 建政技第 278 号改正)
(令和 7 年 1 月 31 日付け 6 建政技第 311 号改正)
(最終改正 令和 7 年 8 月 27 日付け 7 建政技第 160 号改正)

(主 旨)

第 1 この要領は長野県建設部が管理する土木施設の維持補修工事（以下「土木施設維持補修工事」という。）の民間委託及び道路の除雪並びに凍結防止剤散布業務（以下「除雪等業務」という。）の民間委託に係る必要な事項について定めたものである。

(適用範囲)

第 2 当要領の適用範囲は、発注機関の長が土木施設維持補修工事の民間委託を行うと定めた地域又は除雪等業務の民間委託の路線及び区間における下記の業務とする。

なお、除雪等業務の民間委託において単価契約した業務は、第 15 を除き対象としない。

- (1) 土木施設を適切な状態に保つために実施する舗装補修・側溝清掃・路面清掃・草刈・構造物の維持補修工事
- (2) 「土木施設小規模補修工事取扱要領」に規定する緊急に補修を要する工事
- (3) 除雪等業務に伴う臨時的な作業
- (4) 大規模地震（震度 6 弱以上）発生時における道路状況を確認する作業
- (5) その他、発注機関の長が必要と認めた工事

(支出科目と限度額)

第 3 1 回の発注における契約限度額は次のとおりとする。ただし、第 2 (1) に定める事項で「小規模維持補修工事等にかかる施工体制確認型契約方式試行要領」(平成 22 年 4 月 1 日付け 22 建政技第 17 号)の規定により、単価契約した工種のみで発注する工事は除く。

- (1) 需用費 400 万円未満
- (2) 役務費 100 万円未満
- (3) 委託料 200 万円未満

(工事の実施)

第 4 受注者による工事の実施は下記のいずれかによるものとし、業務手順は別添 1、別添 2 及び別添 3 に示すとおりとする。

- (1) 日常業務の中で受注者が危険を回避するために講ずる応急処置
- (2) 土木施設利用者や住民等から発注者又は受注者に寄せられた情報に対応するための措置
- (3) 発注者から受注者に措置を依頼した業務
- (4) 除雪等業務に伴う臨時的な作業
- (5) 大規模地震（震度 6 弱以上）発生時における道路状況を確認する作業

- 2 受注者は上記の工事の実施にあたっては、土木施設維持補修業務の民間委託に伴う維持補修工事特記仕様書のほか土木施設小規模補修工事仕様書、土木工事共通仕様書及び小規模維持補修工事に用機械無償貸付仕様書等に定める事項を遵守し、安全かつ円滑に遂行しなければならない。

(工事計画書)

- 第5 受注者は工事を実施するにあたって、予め発注者に施工計画書を提出し協議をしなければならない。ただし、急施を要する工事にあつてはこの限りではない。

(配置技術者)

- 第6 受注者は上記の業務を実施する場合は、建設業法で定める技術者及び現場代理人を配置しなければならない。
 - 2 配置技術者は他の工事との兼務可能とする。なお、他の工事の請負額が4,500万円以上の場合を除く。
 - 3 現場代理人は工事現場に常駐しなければならない。

(安全上の業務体制)

- 第7 受注者は上記の業務を実施する場合には、法定外労働災害補償制度に加入していなければならない。また、当該法定外労働補償制度は元請・下請を問わず補償できる保険であり、かつ当該工事契約期間の全ての間において保険対象とするものでなければならない。

(請負者の選定)

- 第8 請負者の選定は別に定める「小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式「複数年継続契約」試行要領」又は「小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式試行要領」又は「除雪等委託業務に係る施工体制確認型契約方式試行要領」によるものとする。

(工事費等の算出)

- 第9 受注者は、第2に規定する作業を行った場合は「土木施設小規模補修工事取扱要領」に規定する書式により作業にかかる費用等を算出するものとする。
 - 2 作業にかかる費用が主として人件費のみの場合、あるいは簡易な資機材のみを用いた場合等軽微な作業にあつては、受注者は前項によらず応急処理作業日報（別表2-3）及び記録写真等により個別作業の内容が判断できる書類を添付し、応急処理作業内訳書（別表2-1）及び応急処理作業総括表（別表2-2）を月毎にとりまとめて費用を算出することができるものとする。

(工事費の支払い)

- 第10 受注者は実施した工事について費用を請求する場合は、「土木施設小規模補修工事取扱要領」の規定によるものとする。なお、第9第2項に規定する作業については月毎にとりまとめるうえ、翌月10日までに発注者に提出するものとする。
 - 2 発注者は前項のしゅん工届けの提出があつた場合には、その工事の内容を10日以内に検査し速やかにその結果を受注者に通知するものとする。
 - 3 受注者は前項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができるものとし、発注者は受注者から請求があつた場合には30日以内に支払わなければならない。

(施工単価の協議)

- 第11 当初契約で単価に定めのない工種の施工の必要が生じた場合は、受注者からの見積価格と発注者の積算基準 によって算出した価格のうち安価な価格を採用することを原則とする。ただし、発注者の積算基準が無いもの、特殊な工種又は発注者の基準により算出することが著しく不適當な工種にあつては、発注者と受注者とが協議のうえで単価を決定するものとする。

- 2 発注者の積算基準及び積算に用いる単価は発注者から受注者に当該工事を依頼した日の基準を用いるものとする。

(監督員の通知)

第 12 監督員指定通知書は発注依頼書をもって代えるものとする。

(支出負担行為決議)

第 13 支出負担行為決議は「財務規則の運用について(通達)」第 63 条によるものとする。

(業務報告書)

第 14 受注者は契約期間が終了したときは、業務記録総括表(別表 1)を作成し、とりまとめのうえ発注者に提出するものとする。ただし、除雪等業務の場合は上記作成及び提出を省略できるものとする。

(単価の改定)

第 15 社会的情勢の変化等により、契約単価に著しい変動があり、契約内容が不相当となった場合は発注者又は受注者は契約単価の変更を請求することができる。

- 2 事務手続き及び判断基準等は、「資材価格の急激な変動に伴う請負代金の変更等について」(平成 20 年 6 月 26 日付け 20 建政技第 106 号)又は「小規模維持補修工事請負契約等における賃金等の変動に対するインフレスライド条項の運用について(通知)」(平成 26 年 11 月 13 日付け 26 建政技第 192 号)によるものとする。

(その他)

第 16 しゅん工検査に関する規定は、「土木施設小規模補修工事取扱要領」の第 16 条(しゅん工検査)、第 17 条(しゅん工検査調書及び復命書の作成)及び第 18 条(しゅん工検査結果通知)を適用するものとする。

附 則

この試行要領は平成 22 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

本要領は平成 23 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

本要領は平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

本要領は平成 23 年 12 月 5 日から適用する。

附 則

本要領は平成 25 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

本要領は平成 26 年 11 月 17 日から適用する。

附 則

本要領は平成 29 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

本要領は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要領は令和元年 10 月 11 日から適用する。

附 則

本要領は令和 4 年 1 月 1 日から適用する。

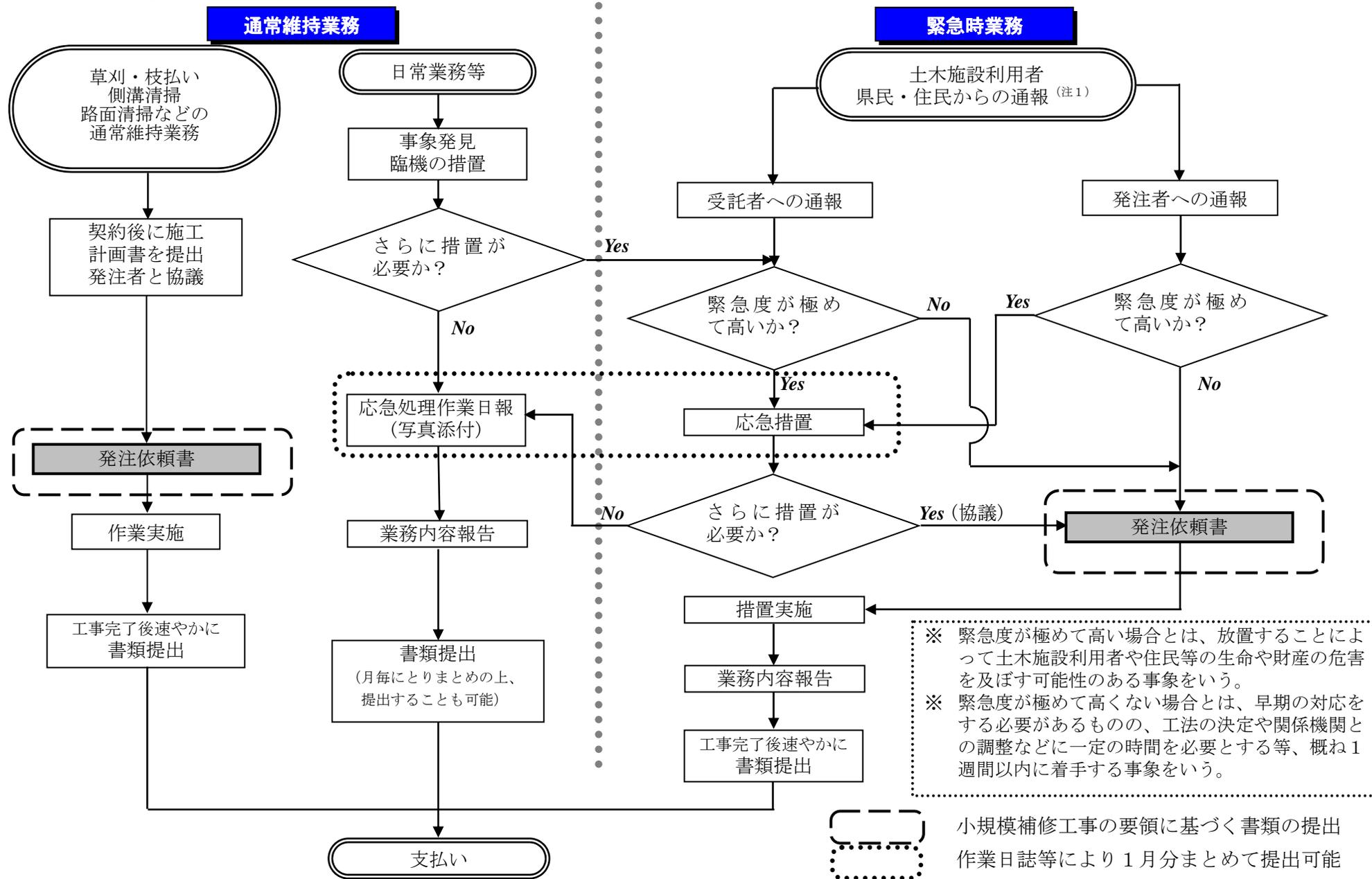
附 則

本要領は令和7年2月1日から適用する。

附 則

本要領は令和7年9月1日から適用する。

別添1 (業務手順) 土木施設維持補修工事の場合

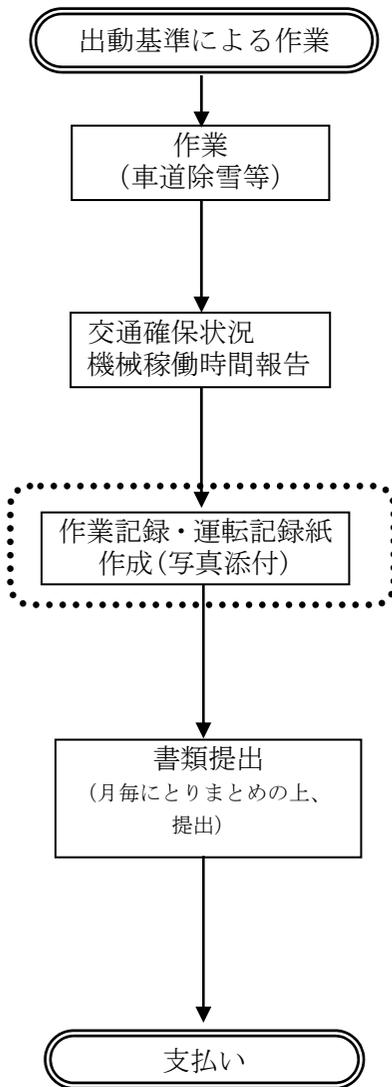


別添2 (業務手順) 除雪等業務の場合

除雪業務

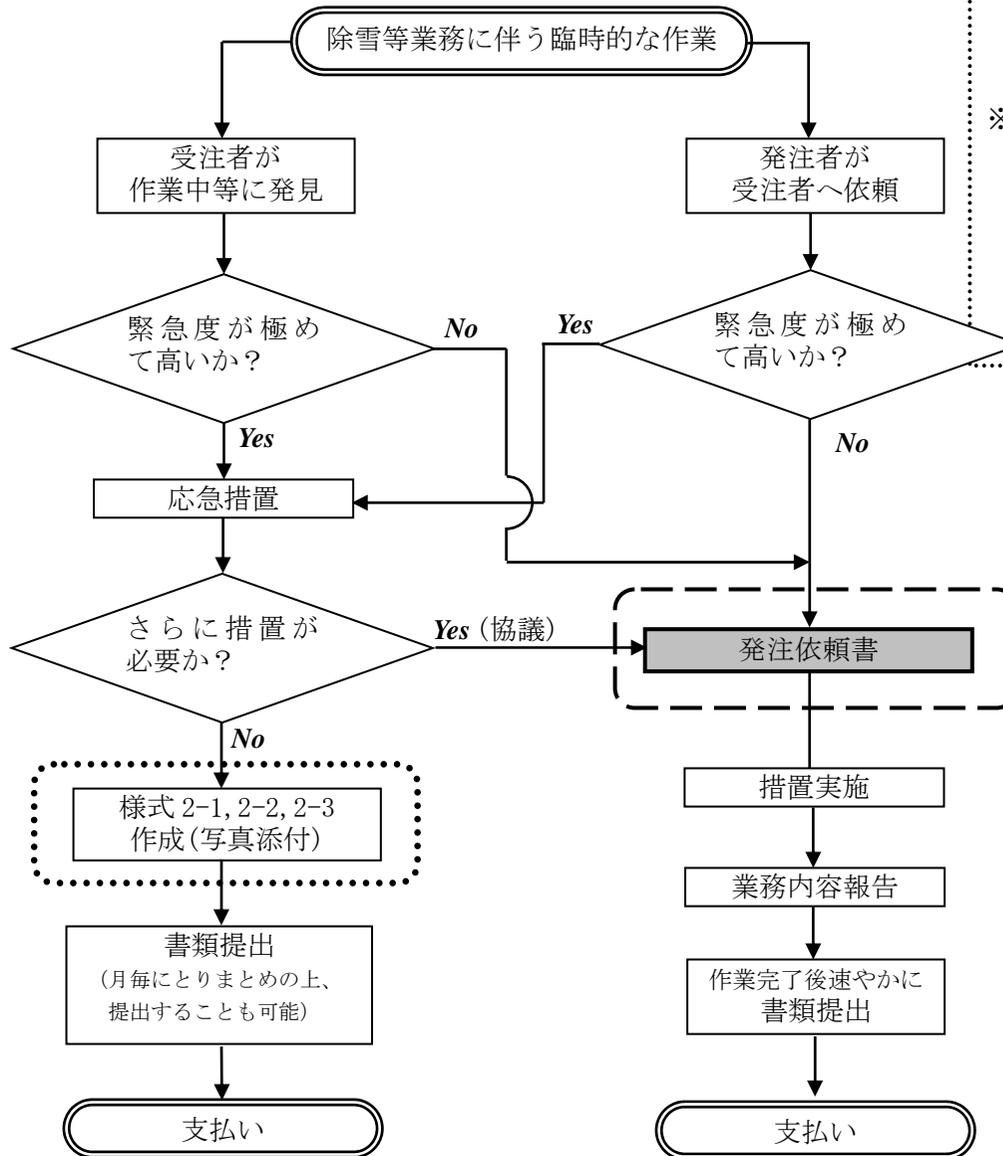
本要領 適用外

(除雪業務特記仕様書、除雪業務実施要領による)



緊急時業務

本要領 適用



- ※ 緊急度が極めて高い場合とは、放置することによって土木施設利用者や住民等の生命や財産の危害を及ぼす可能性のある事象をいう。
(例: 除雪作業の支障となる道路上に倒れた竹の除去)
- ※ 緊急度が極めて高くない場合は、早期の対応をする必要があるものの、工法の決定や関係機関との調整などに一定の時間を必要とする等、概ね1週間以内に着手する事象をいう。
(例: 単価契約のない排雪作業)

小規模補修工事の要領に基づく書類の提出
作業日誌等により1ヶ月分まとめて提出可能

別添3 (業務手順) 大規模地震(震度6弱以上)発生時における道路状況を確認する作業の場合

